

6 請願第 1 号

6 請 願 第 1 号	A V 出演被害防止・救済法の改正に関する請願
付 託 委 員 会	文教子ども家庭委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 6 年 2 月 1 5 日 受 理、 令 和 6 年 2 月 2 2 日 付 託
請 願 者	東京都港区 _____ _____ 代表 _____
紹 介 議 員	古畑まさのり ・ おやまだ 静香

(要 旨)

「A V 出演被害防止・救済法」について、下記の点の改正を求める意見書を政府に提出していただくこと。

- 1 法律の名称を「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」から「性行為映像制作物の出演契約に係る特則等に関する法律」とすること。
- 2 性行為映像制作物にかかる「出演契約を締結してから撮影まで1ヶ月、撮影から公表するまで4ヶ月あけなければならない」という熟慮期間の設定については、原則としては残しつつ、全ての出演者からの申し出により任意に短縮できるものとする。
- 3 政府が性行為映像制作物の制作公表者の実態調査を行うことを求める規定を新たに設けること。

(理 由)

「A V 出演被害防止・救済法」の施行以後、出演者との契約リスクが大幅に増し、また、出演契約から販売まで法律上は5ヶ月、発売予約期間を含めれば事実上最短でも6ヶ月の時間を要するようになりました。それまでは性行為映像制作物（アダルト・ビデオ）の制作に係る期間は概ね3ヶ月程度であったものが、急に倍の期間の確保が義務付けられたため、業界に大きな混乱が生じ、当該業界で働く方および出演者の生活に、以下のような影響が生じています。

- (1) 性行為映像制作物の制作本数、出演機会の減少
- (2) 出演者の仕事の減少

(3) 違法な事業者への出演者の流出

仕事の総量が減り、収入を得る機会が減少した出演者がやむを得ず法律を無視する遵法性にかける事業者の現場に流れたり、海外を含む売春に流れたりといった事象が疑われます。このように本来、出演者を守るために作った法律により逆に出演者を苦境に追い込んでいる状況にあります。この状況を改善するため、下記の 3 点についての改正を行っていただきたいと考えます。

(1) 法律の名称変更

これにより、自ら意思を持って性行為映像制作物に出演している出演者が、まるで「被害者」のように社会的に認識され、仕事への誇り、人としての尊厳が踏み躪られる状況を改善します。

(2) 性行為映像制作物の撮影、公表に係る熟慮期間の柔軟化

性行為映像制作物にかかる「出演契約を締結してから撮影まで 1 ヶ月、撮影から公表するまで 4 ヶ月あけなければならない」という熟慮期間の設定については、原則としては残しつつ、全ての出演者からの申し出により任意に短縮できるようにし、出演者の意図に反して不当に性行為映像制作物の制作本数が制限されている現状を改善します。

(3) 出演者の地位向上、人権保護のための業界の実態調査

政府が、性行為映像制作物の制作公表者の実態調査を行うことを求める規定を新たに設け、業界の正確な実態を把握することで、正しい認識に基づく出演者の地位向上、人権保護に向けた政策が実行できる環境を整えます。

また、新宿区においても事業者が多く所在しており、新宿に居住する出演者も多数いるものと考えられ、新宿区に対しても大きな影響があるものと考えます。

上記の趣旨を踏まえ、「AV 出演被害防止・救済法」の改正を政府に求める意見書の提出をお願いいたします。ご採択のほどよろしく願いいたします。